

社会福祉法人雲柱社組織規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 雲柱社（以下「法人」という）の定款を補完し、その組織を明確にし、業務の適正かつ効率的な経営を図ることを目的とする。

(補佐機関)

第2条 意思決定機関である理事会の補佐及び執行機能を取りまとめるものとして法人機能を発揮するため、次の機関を設置する。

- (1) 常任理事会
- (2) 地域連携推進委員会
- (3) 専門委員会
- (4) 本規程第4条(1)～(4)で定める各事業ブロックの設長会

(法人事務局)

第3条 この法人の執行に係る事務を統括するために、法人事務局をおく。

- 2 法人事務局に事務局長をおく。事務局長は理事長、常務理事の命をうけ法人の事務業務を所管する。
- 3 事務局長は、第2条に掲げる機関すべてに同席する。
- 4 法人事務局の設置規程及び分掌は別に定める。

(組織)

第4条 法人組織は別添組織図による。また法人の行う事業は、別紙に定めるところによるものとする。

(組織運営の原則)

第5条 それぞれの機関及び各事業所は、事業基本理念（別掲）実現のため関係諸規程の定めるところに従い、互いに他の担当業務を尊重し、協調し、効率を図り、有機的に補完し合い、業務活動を行う。

(構成)

第6条 第2条の各機関の分掌事項は次のとおり。

常任理事会は、理事長及び理事長が推薦し理事会において承認された者をもって構成する。

(分掌事項)

第7条

- (1) 常任理事会は毎月1回以上開催し、法人経営の円滑な運営、緊急を要する法人の重要な判断など第4条に規定する施設等の運営全般に関する事項及び理事会から提示された事項について、法人全体が一体的でかつ効率的に執行する
- (2) また適宜、常任理事会の構成者以外のものから意見を徴収する。
- (3) 常任理事会は、地域連携推進活動にかかわるすべての「人」に関する問題を取り扱う枠組みのなかで、主に必要な人材の確保と有効な活用、さらに効果的な育成という役割を担う。
- (4) 地域連携推進委員会は、理事長が指名し常任理事会において承認され、地区を代表する施設長によって構成し、日常的な各地区での事業運営を支援する。また、毎月1回、施設等の運営全般に関する事項について協議することができる。
常任理事会の指示に応じ、円滑な事業運営のための企画案や緊急を要する事案、重要な意思決定事項が生じた場合対応する。
- (5) 専門委員会は、原則として各事業ブロックで推薦し理事長が指示した者を委員とする。理事長が指名した各施設の職員で構成し、法人の事業の向上と業務の円滑な展開のために、常任理事会より委嘱された事項について企画研究等を行い、成果を常任理事会に報告する。また、常任理事会に指示された事項の内、人事制度に関するものについては、直接、常務理事に報告することとする。

専門委員会は次のとおり。

①広報委員会

②政策委員会

③人材育成委員会

- ⑤必要に応じ、各委員会の役割(内容)と名称を変更することがある。変更については、地域連携推進委員会で検討され、常任理事会で承認され、理事長が委嘱する。

(5) 本規程第4条(1)～(4)で定める各事業のブロック施設長会もしくは管理者会は原則として、各事業ブロックの施設長もしくは管理者で構成し事業運営の問題点や事務事業の調整等について協議する。

2 各事業所の運営に係る分掌事項は各事業所の運営規程に定める。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

第9条 この規程の改廃は、理事会の審議事項とする。

附則

この規程は2001（平成13）年4月1日から実施する。

2006（平成18）年4月1日改訂

2007（平成19）年4月1日改訂

2008（平成20）年4月1日改訂

2009（平成21）年4月1日改訂

2015（平成27）年4月1日改訂

2017（平成29）年4月1日改訂

第4条別紙 法人が運営する施設

(1) 保育ブロック

○保育所

愛の園保育園
五日市保育園
ひろばいつかいち
子育てひろばるぴああきる野っ子
神愛保育園
祖師谷保育園
高根学園保育所
ともしび保育園
光の園保育学校
黎明保育園
烏山保育園
墨田区押上保育園
練馬区立光が丘第六保育園
虹のひかり保育園
めぐみの森保育園
いずみの園保育園

○家庭的保育事業

「おうち」 7か所
ぶどうの木保育室
八広ぶどうの木保育室

○学童クラブ

れいめい宝学童保育クラブ
れいめい堀切学童保育クラブ

(2) かがわブロック

○障がい児・者支援

賀川学園
かがわ工房
小金井市福祉共同作業所
かがわの家（シリウス、カペラ、ジュピター、ソレイユ、スバル）
ワークスタジオかがわ

小金井生活実習所
さくらの木
小金井市児童発達支援センターきらり

(3) 児童館ブロック

○児童館

さくら橋コミュニティセンター
墨田児童会館
文花児童館
外手児童館
江東橋児童館
江東区亀戸児童館
狛江市立岩戸児童センター
狛江市立和泉児童館
上池台児童館
日野市立たまだいら児童館ふれっしゅ
目黒区立中央町児童館
練馬区立光が丘児童館
汐入ふれあい館
町屋ふれあい館

○学童クラブ

さくら橋コミュニティセンター学童クラブ言問分室
墨田児童会館学童クラブ二寺分室
墨田児童会館学童クラブ隅田分室
墨田児童会館学童クラブ梅若分室
墨田児童会館学童クラブ鐘ヶ淵分室
文花児童館学童クラブ押上分室
文花児童館学童クラブ四吾分室
外手児童館学童クラブ分室
外手児童館学童クラブ業平分室
江東橋児童館学童クラブ菊川分室
江東橋児童館学童クラブ錦糸分室
七峡小学童クラブ
汐入小学童クラブ
汐入学童クラブ

江東区大島八丁目学童クラブ
練馬区立高松小学童クラブ
練馬区立北原小学童クラブ
小金井市あかね学童保育所
小金井市みどり学童保育所

○放課後子どもプラン事業

汐入東小にこにこすくーる
七峡小にこにこすくーる
汐入小にこにこすくーる
江東きつずクラブ明治
江東きつずクラブ深川
江東きつずクラブ八名川
練馬区立高松小ねりっこクラブ

(4) 支援センターブロック

○子ども家庭支援センター

第二種福祉事業

江東区東陽子ども家庭支援センター
江東区大島子ども家庭支援センター
江東区深川北子ども家庭支援センター
江東区南砂子ども家庭支援センター
狛江市子ども家庭支援センター
練馬区立光が丘子ども家庭支援センター
練馬区立大泉子ども家庭支援センター

公益事業

小金井市子ども家庭支援センター
小平市子ども家庭支援センター

○ファミリー・サポート・センター

狛江市ファミリー・サポート・センター
小金井市ファミリー・サポート・センター
小平市ファミリー・サポート・センター

2 法人の行う社会福祉事業を充実させていくために、常務理事直轄で次の収益事業を行う。

賃貸店舗和光プラザ
賃貸共同住宅友愛コーポ

第4条 別表雲柱社組織図

